

笠井委員

日本共産党の笠井亮です。本題に入ります前に、中国政府が六カ国協議が近く再開されると発表したことについて、我が党の志位委員長は昨日談話を発表いたしました。今回の合意は、国連安保理決議が全会一致で求めた六カ国協議への北朝鮮の即時無条件復帰と、平和的、外交的努力による問題の解決という国際社会の総意に即したものであって、我が党はこれを心から歓迎いたします。できる限り早期に六カ国協議を開催して、朝鮮半島の非核化という目標に向けて、関係各国が真剣な努力を図ることを期待いたします。

さて、日本とフィリピンの経済連携協定について質問いたします。

今、世界の各地で国際秩序の新たな担い手として、自主的な地域の平和共同体の動きが大きく発展をしてきている。東南アジア諸国連合・ASEAN、上海協力機構、南米諸国共同体、アフリカ連合・AUなどであります。これらの地域共同体は共通して、国連憲章に基づく平和秩序、紛争の平和解決、各国の経済主権の尊重と民主的な国際秩序、経済秩序を主張しているということだと思っております。

そこで、まず麻生大臣に伺いたいと思います。こうした動きがとりわけ大きく広がっている東アジアの中で、二十一世紀の日本が進むべき道は、東アジアの一員として各国の政治的、経済的な主権を尊重し、自主的な地域の共同体の発展に積極的に貢献をする方向にあると考えます。私自身も、東アジア共同体については、マレーシアで行われた、これはトラック2の会議ですが、何度か参加しまして、当時のマハティール首相や現在のアブドラ首相も出席しておりましたけれども、大いに議論に加わったことがあります。

今回の日本・フィリピンEPAは、アジア諸国、またASEANの成長戦略との関係でどういう位置づけと意義を持っていると大臣はお考えになっているか、改めて伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

麻生国務大臣

今、笠井先生言われましたけれども、この東アジア共同体というのは、余り中国は賛成ではなかったんです。昨年十二月まではそんなに賛成ではありませんでしたし、現場に行ってから話を私どもとさせていただいたという経緯もあって、そして今ASEANプラス3プラス豪州、ニュージーランド、インドということになったんだと記憶をいたします。

しかし、この東アジア共同体というのは、御存じのように、宗教も違えば、人種も違えば、言語も違うというので、ヨーロッパのEUでも、ゲルマンだ、アングロサクソンだ、ラテンだといういろいろ違うにしても、一応、シャルルマーニュ大帝のときには、ほぼ同じシャルルマーニュのところにはいた時代もありましたし、トルコを除いて、そういったある程度のバックグラウンドがあったと思いますが、こちらの場合は、それはほぼありませんので、そういった意味では、これはなかなか難しいというのは、もう御存じのとおりですから。

私どもは最初、EUみたいな話をするときにも、フランスとドイツだって、もう戦争を何回したんだと。普仏戦争から数えて三回やっているんだから、とてもじゃないけれどもと言われながらももうまくいったではないか。したがって、こういった話を考えてみれば、我々も今、もう一回考えられるのではないか。

ちょっと問題になったのは、共産党だった東ヨーロッパは入らなかったわけですから、最初のころは。しかし、それが終わった後、今はみんな一緒になっているんだから、先のことはわからぬのだから、とにかく東アジア共同体というのをスタートして、みんな共通点からSARSの問題やら何やら、そっちは情報を隠して苦労したのは、みんな周りにいるんだから、お互いに情報の交換をしようとか、そういったところからスタートして、幾つかの共通基盤やったらどうで

すかと、随分手間暇、いろいろな例を引きながら、やりながら、結果的にこれに乗ってきたという経緯があります。

しかし、現実問題、それはそれとして、その中でもEPAとかFTAとか、いろいろな具体的なところを、どんどん進められるところは進めていった方がいい、私はそう思いますので、その意味では、この中で、フィリピンはアジアの中で三番目だと思いますけれども、シンガポール、マレーシア、三番目だと思いますが、その意味では、フィリピンの場合も、ほかの例えばASEANの中では、少なくともタイやインドネシアより先にここはできることになったというのは大変いいことなのであって、私は、これを機会に、フィリピンがASEANの中ではちょっとおくれたような経済にはなっておりますけれども、このEPAというのを機会にして、フィリピンの経済成長とか日本との関係がよりよくなるということを心から期待をし、それが結果として東アジア共同体に進んでいく一つの過程になりやせぬかなというのが正直な実感です。

笠井委員

世界のいろいろな動きも言われました。東ヨーロッパの共産党とうちは違ういろいろな問題がありまして、そこをまた一緒にしてもらっても困るので、あえてそういうことを言わなくていいんですが。

今、大臣言われましたが、EPAにしるFTAにしる、もともと政治経済制度や発展段階が違う。東アジアは特に多様です。そういう中で、相互の関係でも各国内の調整でも、地域的な協力の利点を生かして、それぞれの利益を増進しようというものであります。

それで、経済連携協定が東アジア共同体の促進に資するということであれば、そこにはやはり、二国間でも多国間の機構との間でも、お互いに違いを認識しつつ多面的な協力の枠組みをつくっていくということが大事で、そのためにもやはり平等互惠という開かれた相互発展のそういう関係をつくる。そして、平和的に共存するし、そしてアジアの平和努力に加わっていくということが大事だと思うんですけれども、それは当然そういうことですね。

麻生国務大臣

基本的には同じルールでやらぬと、少なくともこっちはこのルール、こっちはこのルールでは意味がありませんので、それは国によっていろいろ、ここだけはちょっと勘弁しろとか、うちはこれだけはだめだとかいうのは、それはいろいろ事情があるだろうとは思いますが、互惠と言われましたけれども、全く基本としてはそれをベースにしてということだと存じます。

笠井委員

そこで、本協定がこれまでの経済連携協定と大きく違う点というのは、先ほど来ありますが、人の移動ということであります。日本・フィリピン協定が、看護師、介護福祉士の研修生について、それぞれ二年間で四百人、六百人という受け入れ枠を設けている。

これは厚生労働省に確認ですが、この受け入れというのは、そもそも日本の医療現場から出た要求なのか、それともフィリピン側の要望かというので改めて確認したいと思うのですが、端的に一言お願いします。

岡崎政府参考人

それは、両方ともニーズはあったのだろうと。そういう中で今回協定ができたというふうに理解しております。

笠井委員

どちらから言い始めた問題ですか、提起は。

岡崎政府参考人

フィリピンの方が熱心だったように理解しております。

笠井委員

我が国における看護師、介護福祉士、介護職員などの医療福祉分野の労働者は、先ほどもありましたが、長時間過密労働による健康破壊とか低賃金などの深刻な労働環境となっていて、離職者の発生がさらなる人手不足に拍車をかける悪循環に陥っている。そういう現状の中で、フィリピン人の看護師、介護福祉士の研修生を受け入れることは、日本の医療、介護の労働条件の改悪とか、我が国の医療、介護体制の後退につながりかねないという懸念が現実には寄せられているわけです。

さきの本会議での質疑で、柳澤厚生労働大臣は、これは労働力不足対策ではなくて、あくまでも協定の枠内で例外的、特例的に行うものであると、受け入れ規模については、当面、現在の協定内容以上に拡大する予定はないというふうに答弁されました。

それで、この当面というのはいつまでのことというふうに想定しているのか。また、事前に伺ったところでは、場合によっては、様子を見て受け入れ枠を縮小することもあり得るとということも言われたわけですが、そういうこともあり得るといふことなのか、そこをお答えいただきたいと思います。

岡崎政府参考人

二年間で千人ということにつきましては、この二年間に千人というものを拡大するつもりはないという趣旨で大臣は答弁したというふうに理解しております。

笠井委員

いや、だから、当面、現在以上に拡大する予定はないというのは、当面というのはいつごろまでのことなのか、あるいは見直しということがあればいつなのか、それから、場合によっては縮小することも当然あり得るといふことなのか、その点です。

岡崎政府参考人

当面というのは、要するに、二年間千人ということ固定しているという趣旨でございますので、二年間について千人をさらに拡大するというようなことは考えていないという……（笠井委員「いや、その後は」と呼ぶ）その後については、今後の受け入れ状況等を見ながら三年後以降は検討するというものでありまして、二年間は千人。

それから、労働市場に影響があった場合については、将来に向けて、EPA協定上、受け入れを停止することもあり得るといふ条文があるということでございます。

笠井委員

欧米の例でいくと、やはり現実にその国にとって深刻な事態があるというのは承知していますので、くれぐれもそうならないようにしなきゃいけないという問題だと思っております。

とりわけ医療、介護の現場では、患者や利用者にとって、やはり安心、安全のサービスということが何より大事なところだと思います。高齢者もとりわけ多いという状況の中で、例えばコミュニケーションの能力がとりわけ重要であって、先ほどもありましたが、短期間の語学研修で病院や介護施設の現場に出るということで研修をする、就労するということになりますと、それで本当に安心、安全のサービスということに携わることができるのかという疑問も出ているわけがあります。

それでは、端的に三つ伺いたいんですが、研修生の日本語の習熟について、現場の専門家や職員から、日本語の検定、例えば二級ということになれば日常会話を話す能力であって、専門用語を初めとして広範なコミュニケーション、しかも微妙なところですから、いろいろな話の中で、患者や利用者の思い、それが本当に受けとめられてこたえられるか、そういう点では対応が可能かという問題提起があります。厚労省の見解は、これに対して可能なかどうか、それをどうい

うふうにお考えか。

二点目は、研修生に医療行為をさせないということが大事だと思うんですが、その担保措置があるのかどうか。

それから、これはあってはならないことですが、例えば、コミュニケーションのうまく通じないことの結果として、万一介護を受けている人や患者の方が事故に遭った場合にどういう対応となるのか。この三点、お答えいただきたいと思います。

中村政府参考人

お答え申し上げます。当面、フィリピンの方が来られた場合、介護福祉士の場合、お話ございましたように、実習ということで現場に入ることが多いわけですが、今、私ども、実習していただく施設につきましても、普通の施設以上にきちんとしている施設ということを考えておりますし、リーダーとして、研修のリーダーも豊富にいななければならないということで、例えば常勤の介護職員の四割以上が介護福祉士を持っていただくとか、そういったことを考えております。

端的にお答えいたしますと、日本語研修につきましても、三年間の実習をしていただきますので、最初入られたときは施設において週報などが読める程度というふうに考えておりますが、だんだん進歩していったら、最後にはやはりきちんとケース記録を日本語で書けるようにならなきゃなりませんので、そういうプログラムを組んで実習をしていただき、最終的に、もちろん最後は介護福祉士の試験を受けていただいて介護福祉士になるわけですが、なった場合に現場で働けるような日本語習得をしていただきたい、そういうふうなことを考えて、研修プログラムについても私どもも協力して作成しているところでございます。

医行為につきましては、まさに日本の法律で、資格を持った人以外は医行為をしてはならない、これは日本人であろうとだれであろうとそういうことになっておりますので、それはきちんと、フィリピンから来られた方がとかそういうことではなく、医行為の問題については日本の法令で、これは施設であっても、日本人、フィリピンの実習生あるいはフィリピンの介護福祉士を問わず適用されるということでございます。

事故なり苦情の問題というのは、基本的には施設と利用者の方の問題になり、施設が責任を持って例えば事故の場合の補償などをすることになると思いますし、そういった場合の例えば保険制度なりそういったことについては、今、日本の学生さんが実習を受けられるときもそういう保険などもございますので、そういったことで配慮していかなければ、あってはならないことでございますが、万全を期さなきゃなりません、補償ということは施設の責任で考えていただかなければならないと考えております。

笠井委員

今ありましたけれども、これは体制的にも、受け入れのところの体制としても、それから本人にとってもなかなかこれは大変な話だな、容易ではないということが今御説明の中でもあったと思うんです。ここは本当にきっちりやらないと、こういう形でやるとなったときに、大変な結果になったときには、これはどうやって責任を持つのかということがあると思います。

本協定のもとで実行されるフィリピン人の研修生の受け入れ制度の細部は未定ということですが、例えば看護師コースの場合、雇用主は、六カ月の語学研修修了後に現場に行って就労するということになりませんが、看護助手ということでの賃金水準はどうなのか、そして実際に具体的にはどうやって決められるのかということについてはどうでしょうか。

白石政府参考人

看護の現場のお尋ねでございますけれども、研修中でございます場合は、当然まだ日本の看護師の資格がございません。したがって、看護師の資格がない、同様の例えば看護助手であるとか、

そういう人との給料の比較ということで、過不足ないかというふうな形で見ることになるうかと思えます。

笠井委員

研修に名をかりて低賃金で働かせるとかいうことで、悪用されることがあってはならない。それから、医療団体や専門家の一部から、こういう研修生を、要するに帰国前提で、三年間でも結局取れないだろうということで、結局はその制度を使いながら、使い回していくという制度上の可能性があるんじゃないかという指摘もあるわけで、これについても、やはり大きな問題としてきちっとしなきゃいけないというふうに思うんです。

もう一点、我が国は一九九三年に、開発途上国の産業振興の担い手となる人材を育成する観点、それから技術移転の目的で、外国人の技能研修制度というのを始めました。この制度が実施されて十数年たつわけですけれども、何が問題になっているかということについてであります。

例えば、具体的に、徳島労働局の調査では、労働基準法、労働安全衛生法違反の過去最悪の数が出ていて、六十六事業場に上った、このうち割り増し賃金違反が七割で、最低賃金未満で労働させていたケースも五件見つかるということで、賃金が適切に支払われていない実態が明らかになっております。また、福井の労働局による外国人実習生の監督指導結果のまとめによりますと、七十二事業場中、六十五事業場で違反が見られて、違反率九〇%というふうに出ております。

ある職場では、中国人の実習生四人に対して、平成十六年の九月から十七年三月までの六カ月間で、時間外割り増しも含めて時間給八百四円以上を支払わなきゃいけないのに、一カ月当たり二十時間を超えるという者に対して時間額四百五十円で計算して支払いをしていたという事例もあって、こうしたことが各地で起きている。私も実際に、ある研修生の給与支払い書を見せてもらいました。

これは、国際貢献の名のもとで安い労働力として働かされているのが実態だと思うんです。こうした実態について厚生労働省はどう考えているのか、これらの問題についてどう対処するつもりなのか、お答えをいただきたいと思えます。

草野政府参考人

お答えします。お話しのように、技能実習制度は、国際貢献の観点から開発途上国への技能移転を図ることを目的としているわけですが、おっしゃるように、一部に労働基準法違反、賃金未払い等の事案が発生していることについては、本制度の目的に照らして問題であるというふうに考えております。

そこで、厚生労働省としましては、国際研修協力機構、JITCOとっておりますが、ここを通して、受け入れ団体、企業に対する巡回指導の強化でありますとか、さらには、労働基準監督機関におきまして、労働条件の履行確保上問題がある技能実習生受け入れ事業場に対する監督指導の強化、さらには、入管当局を初めとした関係行政機関の連携などによりまして、制度の適正な運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、規制改革・民間開放三カ年計画などにおきまして、本制度の適正化について指摘がなされております。それを踏まえまして、厚生労働省としまして、学識経験者による研究会を設置いたしまして、問題点の整理と適正化に向けた方策についての検討を行ってまいりたい、今年度中に関係省庁とも連携しながら結論を得てまいりたいというふうに考えております。

笠井委員

終わりますけれども、そういう事態が今回の日本・フィリピンのEPAによってまた引き起こされてはならない、これがそういう場になったら絶対いけないと思うんですよね。このことを強く指摘して、きょうの質問は終わります。